

2014年12月議会の討論

議員報酬等と集団的自衛権について

津幡町議会議員 中村一子

① 議案・津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について（反対討論）

今年10月30日に、津幡町特別職報酬等審議会は、町議会議員の議員報酬及び期末手当の額について、町長から諮問を受けました。審議の結果、町特別職報酬等審議会は議員報酬と期末手当加算率を引き上げるべきと答申し、それを受け、今回、12月議会に議員報酬の条例を改正する議案が提出されました。議会議員内部では、報酬等については、引き上げるべきとか据え置きにすべきとか様々な意見が出され意見の集約をさせることができず、町特別職報酬等審議会に諮問したという経緯があります。本来ならその答申を重視し受け入れると言うのが筋であるとわたしもそう、思います。しかしこうして今、議案として提出され、ひとりひとり、議会の賛否を問われるということになりますと、わたしはやはり自分の意見を言わねばならないと思い、ここに立ちました。わたしは一議員として反対の立場で討論させていただきます。

条例改正の主な内容は、議員報酬を月額49,000円引き上げて328,000円にする、そして期末手当加算率を15%から25%に引き上げるというものです。これにより議員報酬は一気に年間約85万円上がります。

ここ数年、石川県を含め、全国的に多くの議会で、議員定数の削減がなされています。そして最近では、議員報酬を上げる傾向がみられます。わたしはここ近年のこのような流れ、つまり議員定数を減らして議員報酬を引き上げるという流れに対しては大きな懸念を抱いています。ハッキリ言って反対です。「定数」は住民のものなのに、「報酬」は個人のものでしょうか。

議員定数を削減し報酬を上げるという流れが続けば議員の専門化に繋がるのではないかと。特に市町村のような地方議会においては、議員が特権階級化するような流れを作るべきではないと考えます。こんなことになったら一番損をするのはだれか。それは住民です。

議員は選挙によって選ばれ、本来議員というのは職業ではありません。地方議会は住民の多様な意見を反映させつつ、行政をチェックするという大きな役割があるはずで、さまざまな職業を持った幅広い年齢層の、普通の住民が、行政からの説明を学びつつ、普段着のままで率直に意見を述べ合い、党議拘束のようなものには縛られず、個人が行政に向きあって、そして行政をチェッ

クしていくというのが、わたしの描く議会の理想像ではありますが、議員定数の削減と議員報酬の引き上げはその理想を遠のかせます。これらが条例改正に反対する大きな理由です

また議員報酬は 16 年間、据え置きの状態であり、その間議員定数を 20 人から 18 人へ、そして 18 人から 16 人へと削減した経緯があります。

今年の 3 月議会で、津幡町の議員定数は 18 人から 16 人に削減されました。わたしもこの議案の採決に関わった議員として、当時の議論を覚えています。そのとき、議員定数の削減に賛成する主な理由として、財政難のなか議員も身を切る努力をすべきという意見が多かったかと記憶しています。しかし今回の条例改正によって議員報酬を 49,000 円引き上げて、期末手当加算率を上げた場合、議員報酬、議員の費用弁償、議員の政務活動費、議員の共済組合への町負担等の合計金額は、議員定数 18 人の時の総額と比べると、議員定数 16 人の総額のほうが上回ってしまいます。これでは議員定数を 18 人から 16 人へ削減した意味がなくなるのではないかと考えます。

② 請願「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく立法化を行わないことを求める意見書」の採択を求める請願（賛成討論）

日本国憲法第 9 条では、第 1 項で「戦争の放棄」、第 2 項で「戦力の不保持」と「交戦権の否認」を定め、徹底された戦争否定のもと、平和主義を基本原理とし、非戦の誓いをたてています。

集団的自衛権の行使容認等の問題を考える時、憲法 9 条を守ることで平和を望む人間と、そうではない、9 条の解釈を変更して日米安保保障体制のもとで集団的自衛権を行使することこそ、日本をより安全にし、戦争から遠ざけるのだという人間とに大きく二つに分かれるのではないかという認識を持っています。

わたしは憲法 9 条を守ることで世界の平和を望むものです。憲法 9 条を解釈変更し、日米安全保障体制の元、日本の安全を確保するため、集団的自衛権を行使するということは、わたしには戦争に近づく行為に思われてなりません。集団的自衛権の行使を容認することは、やられたらやり返す、もしくは、やられないように先手を打ってやりこめようとするという考え方が根幹にあるのではないか。

6月議会の討論でも申し上げましたが、政府は集団的自衛権を行使した後のことを考えているのでしょうか。もし日本が武力で他国を守る集団的自衛権を行使した場合、その後に何が起こり得るかを想像しているのでしょうか。過去の歴史が示すように、やったらやり返す報復の連鎖が生まれることはないと言い切れるのか。

昨日、12月10日特定秘密保護法が施行されました。衆院解散直前の衆院法務委員会、秘密保護法担当の上川陽子法相は日本が集団的自衛権を行使する事態になった場合、判断の根拠となる情報が秘密保護法に基づく特定秘密に指定される可能性に関し、「あり得る」と認めたそうです。政府は集団的自衛権等の安全保障政策を進めるには秘密保護法が不可欠であると考えている、集団的自衛権を行使して海外に自衛隊を派遣した場合にも、その理由、根拠が国民には知らされないという可能性がある、集団的自衛権の行使容認と安全保障政策と特定秘密保護法は連動しているという新聞報道もあります。

わたしもその通りだと思います。これはとても恐ろしいことです。請願に賛成します。